

介護予防・生活支援サービス 運営基準・単価

【訪問型サービス】

訪問型サービス(第1号訪問事業)

サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(基準緩和型)
サービス種類コード	A2	A3
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 1人 (同一敷地内の他事業と兼務可) ・訪問介護員等 2.5人(常勤換算法による) (介護福祉士、看護師等、実務者研修・基礎研修・介護員養成研修1～2級・初任者研修課程修了者等) ・サービス提供責任者(一部非常勤も可) 利用者40人に対し1人 (その端数を増すごとに1人以上をサービス提供管理者を置く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 1人 (同一敷地内の他事業と兼務可) ・従業者 必要数 (左記資格者及び市の認める一定の研修修了者) ・訪問事業責任者 従業者のうち必要数

訪問型サービス(第1号訪問事業)

サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(基準緩和型)
サービス種類コード	A2	A3
設備基準	事業運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行基準と同様)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密の保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
実施方法	市指定事業者による実施	市指定事業者又は委託

訪問型サービスの単価(R1.10以降)

	介護予防訪問介護 相当サービス	基準緩和型 訪問サービスA
<p>単 価</p> <p>(1単位＝ 10.42円、月 包括)</p>	<p>【基本単位】 旧介護予防訪問介護と同様(国基準)</p> <p>①週1回 : 1,172単位(12,212円) ②週2回 : 2,342単位(24,403円) ③週3回 : 3,715単位(38,710円)</p> <p>【加算】 基本単位に加算を計上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 200単位 ・生活機能向上連携加算 100単位 ・処遇改善加算(I、II、III、IV、V) ・特定処遇改善加算(I、II) 	<p>【基本単位】</p> <p>①週1回 : 938単位(9,773円) ②週2回 : 1,874単位(19,527円)</p> <p>【加算】 基本単位に加算を計上</p> <p>初回加算 200単位 (初回月のみ)</p> <p>※日割り算定は介護予防訪問 介護相当と同様とする。</p>
<p>利用者負担額</p>	<p>※上記単価((基本単位+加算)×10.42円)の1割、2割、3割のいずれか</p>	